

令和4年4月13日

保護者のみなさま

岸和田市立城内小学校

校長 篠本 治久

気象警報発令時の学校園の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

さて、岸和田市の小学校では児童の安全を確保するため、気象警報発令時の対応を下記のように決めております。ご家庭でも日頃より、気象情報には十分ご留意いただきますようお願いします。

記

1. 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」が発令されている(発令された)場合

- ① 午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒臨時休業
- ② 午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒臨時休業
- ③ 始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒授業中止(授業の繰上げ等)

2. 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」以外の警報(大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ① 岸和田市に発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
- ② 子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

3. 自然災害に伴う、城内地区(上町、南町、南上町、岸城町、土生町2丁目)に避難情報

(「高齢者等避難」「避難指示」)が出ている又は出された場合

- ① 午前7時現在、城内地区に発令されている場合 ⇒臨時休業
- ② 午前7時～始業時間で、城内地区に発令された場合 ⇒臨時休業
- ③ 始業時間以降、城内地区に発令された場合 ⇒授業中止(授業の繰上げ等)

4. 給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」「城内地区への避難情報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」「城内地区への避難情報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

※「臨時休業」「授業中止」「授業の繰上げ」を実施する場合は、必ず
学校緊急連絡メールにてお知らせします。